平成25年度 第 3 四半期指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：東京電力株式会社　柏崎刈羽原子力発電所　　作成責任者　統括原子力保安検査官　　内藤　浩行

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
H25-3-1	平成25年10月9日	内藤 藤波	第一保全部長 第二保全部 環境施設GM 他	平成25年10月8日、荒浜側ボイラー建屋における排水ポンプ電動機点検のための制御盤作業時に電気短絡事故が発生しました。 　当事務所において、荒浜側補助ボイラー建屋の空調排水ポンプ制御盤内端子部短絡事故の現場確認を行い作業状況等を聴取したところ、監督者及び作業者における電気工事に関する力量不足の可能性が確認されました。 　以下の項目を含む作業安全改善、力量向上に向けた活動について報告を求めるとともに、不適合の原因究明・対策を的確に実施するよう求めます。 ① 作業開始前のTBM及び作業管理者からの指示内容 ② 活線箇所が作業近傍にある場合の安全処置方法 ③ 現場作業開始時の電源アイソレーション方法、充電部の養生方法	平成25年11月21日	原因調査を行い、請負企業に対する改善策と事業者側の管理改善のための再発防止対策が策定された。 【原因調査】 原因調査の結果、以下の3点を抽出した。 ①請負企業の工事関係者は安全要求事項は知識としては認識していたが、現場作業で実行できていなかった。 ②工事関係者がそれぞれの役割、責任を十分に果たしていなかった。 ③簡易でかつ同じ作業の繰り返し工事に対して管理・指導（現場作業への関与）が十分でなかった。 【再発防止対策】 1．力量向上に向けた活動 （1）請負企業は安全要求事項を現場で実践させるための教育を工事関係者に対して行い、現場で実践状況を確認する。 （2）環境施設グループのメンバーに対し、充電部近接作業及び工事共通仕様書で定めるその他の要注意作業（高所作業等）に関する作業管理及び安全管理について周知・教育を実施した。 2．作業安全改善に向けた活動 （1）請負企業は、作業開始前の危険予知活動で抽出された重点実施事項が現場で実践されていること等について確認する。 （2）請負企業の施工要領書に「作業対象及び充電部を特定するため図面との照合を行う。」旨を明記する。 （3）環境施設グループは、当面の間、請負企業の安全要求事項の実践状況について現場確認を実施し、更なる改善・対策を指導するとともに必要に応じ工事施工要領書へ反映を求める。

平成25年度 第 3 四半期指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：東京電力株式会社　柏崎刈羽原子力発電所　　作成責任者　統括原子力保安検査官　　内藤　浩行

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
H25-3-2	平成25年12月26日	内藤 曽佐	第一保全部長、 一全電気機器 (2,3)号GM　他	平成25年10月15日に発生した3号機発電機機内圧力低下作業における潤滑油漏れの原因調査の結果、直営作業化に伴い新たに作成した手順書に弁開操作する前の確認事項が記載されていなかったことが原因との説明を12月20日に受けました。また、本件に対する不適合管理においては、手順書作成時に取扱説明書、既存の施工要領書等の必要な図書の参照が十分に行われず、調査・承認段階でもチェックできずに策定された不適切な手順書で作業が行われたことに対する再発防止策と是正処置を検討していると説明がありました。 柏崎刈羽原子力発電所においては、事業者の技術力向上のために作業の直営化を増やす方針が示されており、今後直営作業が増加すると予想されます。作業手順書、要領書等の策定プロセスを改善し、直営作業の品質を確保するための改善を検討することを求めます。	平成26年1月10日	事業者は、作業手順書の不備が原因であったことから、直営作業の作業手順書の策定プロセスを改善することとし、直営作業の手順書を新規に作成する場合には次の対策を実施することとした。 （1）請負工事等で過去に十分な実績のある施工要領書等を参照する。 （2）実績のない作業の直営作業や、実績のある作業でも手順の部分的な見直しを伴う直営作業にあたっては、※有識者並びに設備管理箇所（本設機器を操作する場合）を交えて作業手順のレビュー（事前検討会等）を行い、レビュー結果を直営作業手順書に反映する。 ※有識者とは社内の設備精通者、メーカーの技術員などである。 （3）本設機器を操作する手順書を設備保全箇所が新規に作成した場合には、手順書を設備管理箇所へ提出し確認を得る。 上記（1）から（3）については、「直営作業ガイド」へ反映すると共に、関係者へ周知する。